

自分らしい暮らし方を考える“正しい終活あれこれ”

☆クイズで学ぶ“正しい終活あれこれ”☆

※当日に会場でいただいた質問の回答と解説です

「正しい終活あれこれ」 質問一覧

番号	質問	回答と解説	担当者
1	「家族葬」が流行していると聞くと、具体的にどんなものが「家族葬」と定義されているのかわからない。葬儀はどうあるべきかを考えたことがないので、どんな葬祭方法があるのか知りたい。	「家族葬」は葬儀社が作り出した言葉で定義はありません。近年は家族と近親者のみの葬儀ということで、職場や近所の知人には知らせず、少人数で葬儀を行う意味に使われています。葬儀社によって、内容は異なり、一般葬と変わらないものもあります。「家族葬」という言葉にとらわれず、内容をきちんと把握して契約することが大切です。 葬儀にはこのほかに、宗教行事を行わず、直接火葬する「直葬」(火葬式)や、後日お別れ会や偲ぶ会などを行う「密葬」などがあります。	福澤
2	市の経営する葬儀場で、葬祭を行った場合、祭壇なし希望もできるのでしょうか？	市によっては、市営葬儀があり、斎場を利用できます。会場費と葬祭費が別になっている市もあれば、市の斎場を利用する場合は市営葬儀に限ると条件を付けている市もあるので、居住地の市に問い合わせる方が良いでしょう。 兵庫県で市営葬儀を行っている市は伊丹市、明石市などです。神戸市は規格葬儀を設けていて、葬儀会社に委託しています。祭壇については葬儀社との話し合いになります。	福澤
3	遺品整理業者について、法的規制はないのか？	遺品整理業者は、遺族の依頼を受けて、遺品の梱包・搬出・運搬、必要品と不用品の分別、不用品についての買い取り又は廃棄、搬出後の居宅清掃などを行う業者ですが、このうち運搬に関しては一般貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業の許可が必要となります。また、	鈴木

		<p>家庭から発生する廃棄物は一般廃棄物に該当し、これを引き取るには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づく一般廃棄物処理業の許可を必要とします。さらに、リサイクル品の買い取りについては、古物営業法に基づく古物営業の許可が必要となります。このような一般的な法的規制のほかは、特段の規制はありません。「遺品整理士」という民間団体の資格があるようですが、国家資格ではなく、上記のような運送業、廃棄物処理業、古物営業の許可等があれば、誰でも遺品整理を請け負うことはできます。</p>	
4	<p>自分の貯金や財産を(例えば認知症になる前に、生前に)子供へ相続出来るのか知りたい。</p>	<p>「相続は、死亡によって開始する(民法882条)。」この条文は珍しく五七調となっていることで有名ですが、条文のとおり、死亡前には相続はありません。生前に可能であるのは、遺言で「死亡したときに財産を取得させる。」と書くか、あるいは、生前に財産を贈与してしまうことぐらいでしょう。生前贈与をすると多額の贈与税がかかるのが難点です。</p>	鈴木
5	<p>いわゆる「終活」について死亡を endpoints とし、どのような内容の活動が必要か、標準的タイムスケジュールを示してください。</p>	<p>「終活」の内容は、どのような家族構成なのか、どのように財産を引き継いでもらいたいのか、また、どのような葬儀を行いたいかなどによって、変わってきます。ですから、1度、準備すればそれば、終わりというものでもありません。事情が変われば、その都度、考え直す必要があります。</p> <p>そして、大切なことは、考えたことが「絵に描いた餅」とならないよう、遺言を作成するなどの法的な対処をしておくことです。具体的な遺言の書き方や、遺言のできることにについては、弁護士や司法書士などの専門家にご相談いただければと思います。</p>	吉江

6	<p>年金の受給資格期間が平成27年10月1日から10年に短縮されるとの説明があったが、これは消費税が10%に引き上げられる時期と聞いている。どちらが正しいか？</p>	<p>報道によりますと、平成26年12月段階では、消費税率10%引き上げ時期の延期がなされても、受給資格期間の10年短縮措置について、予定通り平成27年10月から実施する方針であったようです。</p> <p>しかし、日本年金機構のHP（平成27年1月28日更新分）によりますと、「受給資格期間は、消費税率10%への引上げ時（平成29年4月）に25年から10年に短縮される予定」とありますので、最新の状況としては、消費税10%引き上げ時ということになりそうです。</p>	上田
7	<p>子のない夫婦で、夫が亡くなった場合、分割協議書作成のために妻は兄弟や相続者の兄弟の子供の謄本などは取れるか？原則戸籍謄本は直系の法定相続人しか役所で取れないようだが。</p>	<p>自分自身の戸籍謄本、自分の子・孫・親などの直系親族の戸籍謄本及び自分の配偶者の戸籍謄本は特に理由を示さず取得できますが（戸籍法10条）、それ以外の場合には、国・公共団体に提出するとか権利行使・義務履行のため必要であるとかの理由を説明しないと戸籍謄本を取得することができません（戸籍法10条の2）。お尋ねのような子供のいない夫婦のケースの場合、市町村役場での実務では、遺産分割協議をしようとしている、死亡した配偶者の兄弟姉妹自身に、戸籍謄本取得のための委任状を書いてもらってくださいという対応をしているようです。もし紛争となり委任状がもらえないような場合には、弁護士にご相談くださいれば、弁護士のほうから戸籍謄本を取得することが可能です。</p>	鈴木
8	<p>義母が認知症の疑いからレビー小体型の認知症になりました。介護保険を支払っているため、包括センターに世話になるために、まず申請書を市役所に出して、「要支援○」と判断され・・・今現在は介護①に至ります。これから先、老人ホームや施設への申込等どんな方向に行くのか、まず右も左も分からない親の介護を迎える私たちの世代に、寸劇を交えて、また公演していただきたいです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。寸劇やクイズ形式が楽しく分かりやすかったとのご意見を多数いただきました。また、テーマについても、今後も皆様のご意見を参考に企画してまいります。</p>	酒井

9	<p>母親の終いの住み家と考えていた介護老人ホームから母親の病院入院が三か月を超えた時点で施設より退去を求められました。確かに契約条項にありましたが、入居するのに2年待ったのに釈然としませんでした。</p>	<p>契約条項が具体的にどうなっていて、明確な内容なのかどうか、入居にあたっての入居金をかなり徴収されたか、中途退所の場合に入居金がある程度返ってくるのか、それとも返ってこない扱いになっているのか、等がわかりませんので、正確なことは答えられませんが、それらの内容いかんによっては、不当な契約条項として取り決めの全部または一部が無効となる余地もあります。</p> <p>また、今回のようなことを入居時にきちんと説明されていたのでしょうか？重要な点の説明が欠けていた場合は、不利益な事項を故意に告げなかったとして、契約を取り消せたり損害賠償をしたりできる余地もありますが、施設を退去することが前提になるという難点があります。いずれにせよ、一度専門家に相談されてみることをお勧めします。</p>	亀井
10	<p>家族葬を希望するので、安くするためにエンディングノートに書くことにする。～生前の趣味や今までの生き方、「こちらがします。」と言わせない。お葬式の料理の説明を受けたが、お通夜の食事内容テーブルに、何人座って、一つのオードブルを並べるのか解らず、3万円のオードブルを4つも並べられ、飲食費が高い。注文していない飲料がテーブルに並んで、値段を高く請求する手口が頭にくる。はっきり説明しない。ベルコの花が高い・・・。</p>	<p>「家族葬」といっても葬儀社によって異なり、一般葬と変わらないものもありますので、内容を確認することが大切です。エンディングノートにも具体的な希望を書いておくとよいでしょう。</p> <p>料理については、業者に任せると高額になるので、予算を伝え、その範囲内の料理、飲み物にする交渉は可能です。</p> <p>ベルコは冠婚葬祭互助会なので、あらかじめベルコで葬儀をすることが決まっているなら、追加費用など相談しておきましょう。葬儀会社は選ぶことができますので、元気なうちに、複数の事業者を訪問して、パンフレットなど入手するのも良いでしょう。</p> <p>インターネットで、事業者の比較もできますので、あらかじめ幾らくらいが平均なのか知っておくのも必要です。供花は1万円くらい、一対で2万円が大体の相場と聞いています</p>	福澤